



原子力防災専門官による警戒事態発生の一斉連絡



総括班の班内情報共有



ヘリテレ映像による被災状況の確認



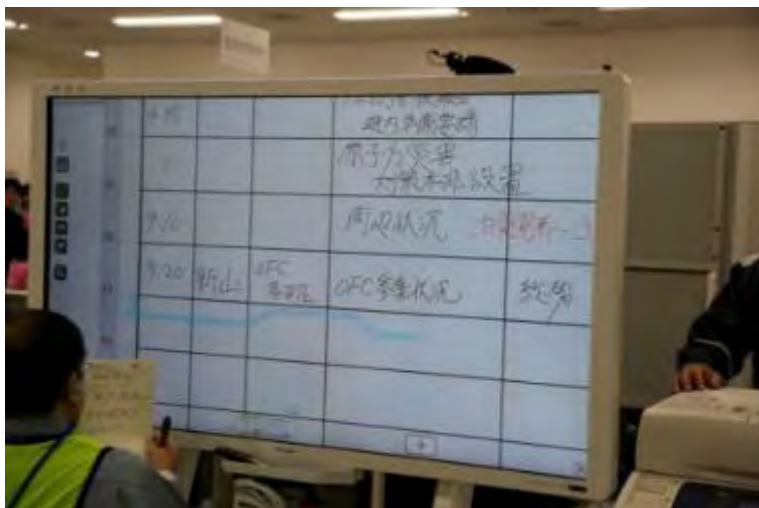
総括班と広報班の調整活動



館内放送による情報の周知



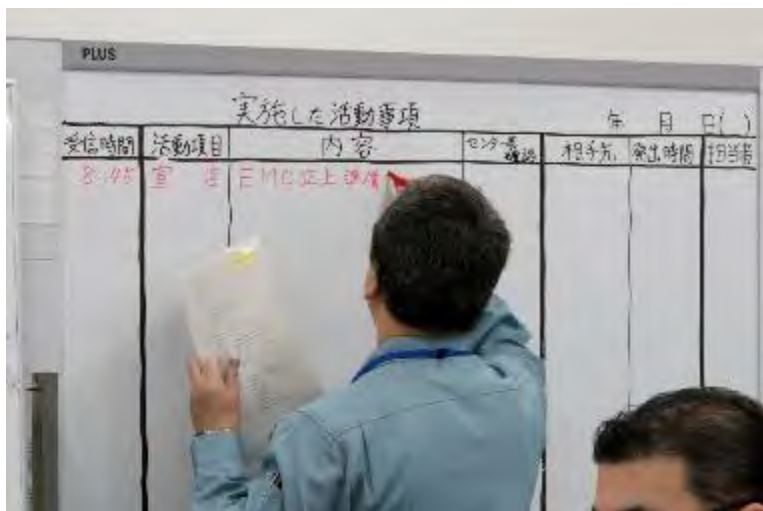
兵棋台を使った状況把握



電子ホワイトボードへ活動の記録



施設敷地緊急事態実施方針(案)に係る
情報共有TV会議の傍聴



EMC 立上げ準備活動の記録



EMC 立上げ準備要員到着

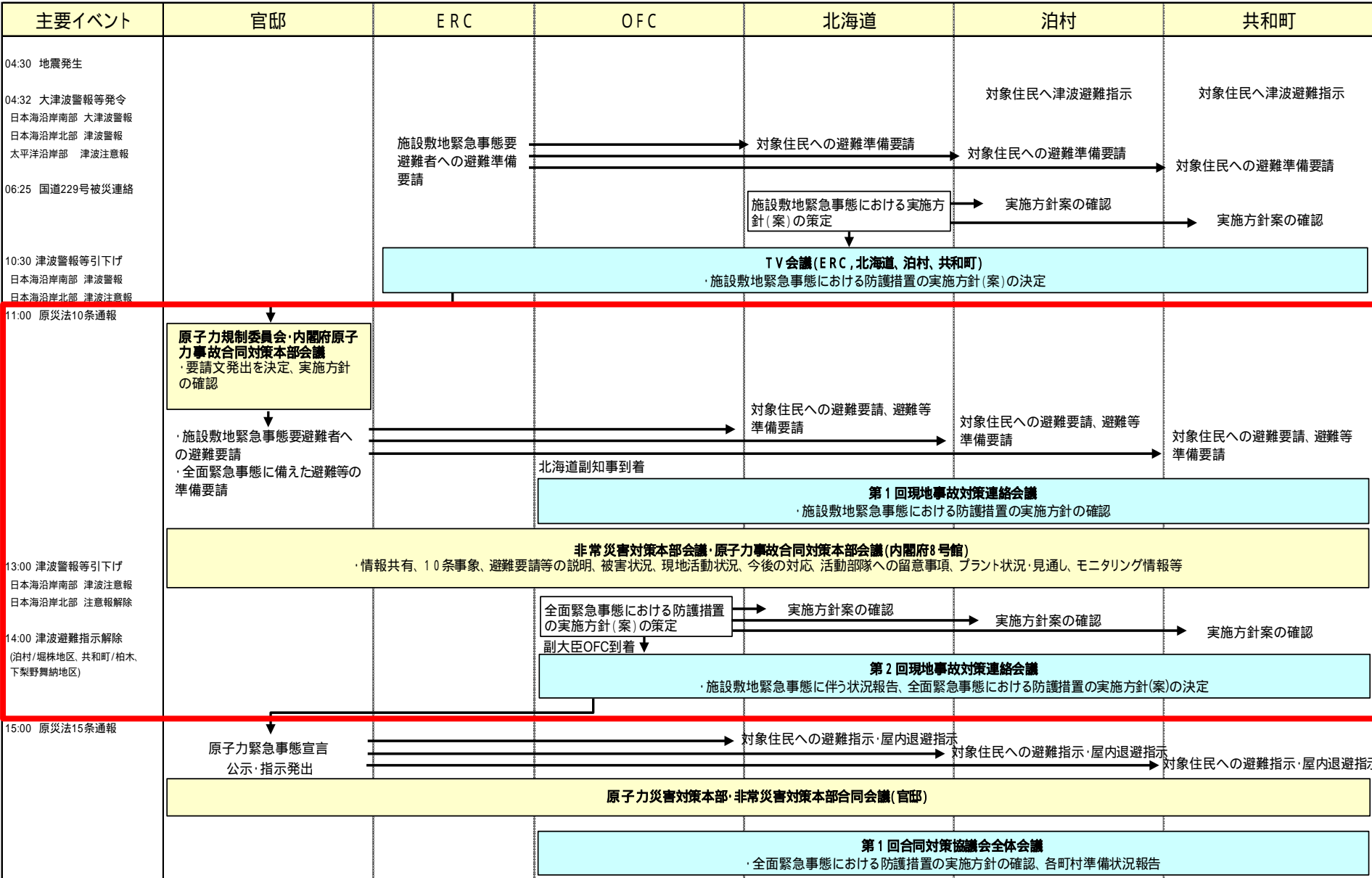


EMC 要員の活動状況の共有



EMC 内情報共有

住民避難に係る意思決定の流れ(施設敷地緊急事態)



施設敷地緊急事態要避難者の防護措置

北海道電力株式会社泊発電所のP A Zにおける、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象に避難を実施（対象：2町村548人）

- ü 学校・保育所・幼稚園の児童等（泊小学校の全児童及びP A Z圏内に自宅が所在する共和中学校生徒を含む。）
- ü 社会福祉施設の入所者
- ü 在宅の避難行動要支援者
- ü 安定ヨウ素剤を服用できない者

< 防護措置の基本的考え方 >

- 1 地震、津波災害からの安全確保を優先し、津波避難指示が解除され、避難体制が整った段階で、順次、避難を実施。（避難開始までは屋内退避を継続）

当該地域（北海道日本海沿岸南部）の津波警報が注意報に切り替えられた時点で、泊村・共和町は現地の状況把握を行った後に津波による避難指示を解除する見込み。

【泊村】

- 1 P A Z内は全域に津波避難指示が出されているため、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者は、引き続き避難指示に従って、高台避難場所において待機し安全を確保。津波避難指示が解除され、かつ、避難経路の啓開及び避難用車両（バス等）が確保できた段階で、以下により避難を実施。
- 1 泊村内の社会福祉施設の避難可能な入所者は、予め避難先と定められた黒松内町の社会福祉施設が、地震の影響により受入準備に時間を要するため、道の調整により、京極町の施設を代替避難先として確保。避難にはバス及び福祉車両を使用。
- 1 その他の施設敷地緊急事態要避難者は、一時滞在場所（札幌市南区体育館）を經由して、札幌市の避難先へ避難を実施。避難には、バス及び自家用車を使用。

【共和町】

- PAZ内の津波避難指示が出された地域は高台避難場所からの避難経路の確保が可能なため、PAZ内の施設敷地要避難者は、避難経路の安全確認及び避難用車両（バス等）が確保でき次第、留寿都村の避難先（兼一時滞在場所）への避難を実施。避難には、バスを使用。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護施設（津波避難指示区域外）に福祉車両で移動し、屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。
岩内町については、PAZ内に住民なし。

一般住民への措置

【PAZ】

- PAZ内における住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）に対しては、避難準備を要請。なお、津波避難指示が出されている地域については、同指示が解除された後、住民を順次帰宅させ、避難準備を行う（対象：2町村2,382人）。

【UPZ】

- UPZ内における全ての住民を対象に屋内退避準備を要請。なお、津波避難指示が出されている地域については、同指示が解除された後、住民を順次帰宅させ、屋内退避準備を行う（対象：13町村75,936人）。

施設敷地緊急事態における避難の実施方針

【泊村・盃地区】
津波により被災(国道229号)
被災の程度は比較的重大



大津波警報発表中

泊村(PAZ内)における概ねの居住区域

泊村は村内全住民に津波避難指示を発令

【発電所の北部近傍】
津波により被災(国道229号)
被災の程度は比較的軽微

泊発電所

共和町(PAZ内)における概ねの居住区域

共和町は浸水予測区域を含む町内の一部地域の住民に津波避難指示を発令

避難指示区域の住民が避難する津波避難場所

- : 泊村
- : 共和町

広域避難を実施するに当たり、
浸水予測区域を通らない安全な
避難経路が確保されている状況

(津波避難指示の対象となっていない地区も同様)

共和町					
()内は支援者数 外数 安定ヨウ素剤を服用できない者は該当なし					
	高所避難場所	対象集落	一般住民	施設敷地緊急事態要避難者	避難によって健康リスクが高まる者
Ⓐ	北電体育館	柏木	50	3 (3)	1 (1)
Ⓑ	はまなす幼児センター	下梨野舞納	8	0 (0)	-
合計			58	3 (3)	1 (1)

泊村					
()内は支援者数 外数 津波によって健康リスクが高まる者は該当なし					
高台避難場所	対象集落	一般住民	施設敷地緊急事態要避難者		
			保育所 小・中学校 社会福祉 施設入所者	在宅 要支援者	安定ヨウ素剤 を服用できない 者
教員住宅裏山竜神橋上	堀株	118	-	1 (1)	1
とまり保育所 泊まり中学校 智竜寺 泊村公民館 泊村アイスセンター 照岸・糸泊地区集会所 むつみ荘	渋井 茅沼 白別 第一 第二 第三 照岸	984	188 (91)	21 (21)	11
泊小学校	PAZ 圏外	-	89 (14)	-	-
小計	-	-	277 (105)	22 (22)	12
合計	-	1,102	311 (127)		



施設敷地緊急事態における避難の実施方針

資料21-2

PAZ内は、一部津波避難指示が出されているため、当面は当該指示に従い高台避難所で安全を確保する。今後、津波避難指示が解除され、かつ、避難経路の啓開及び避難車両の確保ができた後に避難（避難開始までは屋内退避を継続）を実施する。

	泊村	共和町	合計
施設敷地緊急事態要避難者（人）	311	237	548

泊村 避難経路
 国道229号→道道818号→道道269号→
 国道276号→国道5号→札幌自動車道

共和町 避難経路
 国道276号→国道5号→
 道道66号→国道230号

泊村 避難経路
 (むつみ荘)変更後
 道道342号→
 国道229号→
 道道269号→
 国道276号→
 国道5号→
 国道276号

泊村
 施設敷地緊急事態要避難者:311人

津波避難指示解除後

避難先施設
 札幌市
 望な 樺螺湊 (1施設)
 又 避難先 (1施設)
 京極町
 社会福祉施設 (1施設)

共和町
 施設敷地緊急事態要避難者:237人

避難先施設
 留寿都村
 避難先 (兼 一時滞在場所) (1施設)
 共和町
 放射線防護施設 (2施設)
 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者

【泊村・盃地区】
 津波により被災 (国道229号)
 被災の程度は比較的重大

【発電所の北部近傍】
 津波により被災 (国道229号)
 被害軽微のため、当該箇所を啓開し、共和町を経由して避難する。

泊村 避難経路
 (むつみ荘)変更前
 道道342号→
 国道229号→
 道道9号→
 道道523号

- 学校
- 保育園・幼稚園
- 社会福祉施設

黒松内町 (つくし園)
 地震の影響により早期受入困難

要 請

平成28年11月13日11時13分

北海道知事 殿
泊村長 殿
共和町長 殿
岩内町長 殿
神恵内村長 殿
寿都町長 殿
蘭越町長 殿
ニセコ町長 殿
倶知安町長 殿
積丹町長 殿
古平町長 殿
仁木町長 殿
余市町長 殿
赤井川村長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

北海道電力株式会社から泊発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村であって、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。その上で、今後地方公共団体による津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できる場合は、以下の対応をとること。また、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されていない地域においても、同様に以下の対応をとること。

・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZに該当する町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅等すること。当該地域の住民(施設敷地緊急事態要避難者を除く。)は、避難準備を実施すること。

・PAZの地方公共団体は、PAZに該当する町村の住民に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。

・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者は帰宅等すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

津波との複合災害時における原子力災害に係る避難等に関する基本的考え方(人命へのリスクを踏まえ、津波からの安全確保を優先)に基づく要請文

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村であって、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。その上で、今後地方公共団体による津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できる場合は、以下の対応をとること。また、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されていない地域においても、同様に以下の対応をとること。

- ・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZに該当する町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅等すること。当該地域の住民(施設敷地緊急事態要避難者を除く。)は、避難準備を実施すること。
- ・PAZの地方公共団体は、PAZに該当する町村の住民に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。
- ・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者は帰宅等すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。